

昭和五十五年十二月五日受領
答 弁 第 二 一 〇 号

(質問の 二〇)

内閣衆質九三第二〇号

昭和五十五年十二月五日

内閣総理大臣 鈴木 善 幸

衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員小川国彦君提出モチ米高騰の緊急事態に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員小川国彦君提出もち米高騰の緊急事態に関する質問に対する答弁書

一及び四について

本年のもち米の価格は、供給過剰のため下落した昨年と比べ上昇をみているが、御指摘のよ
うな異常な高騰を来しているとは承知していない。しかし、政府としては、本年の需給事情に
かんがみ、集荷量の確保及び年末年始に需要の集中する用途への重点的な供給につき関係団体
を強力に指導するとともに、各都道府県、食糧事務所を通じた価格指導を行い、末端における
適正な価格が形成されるよう措置しているところであり、今後の需給事情を見極めつつ、もち
米の需給及び価格の安定を図るための所要の措置を検討してまいりたい。

二について

御指摘の問題については、需給の状況等を見極めつつ、もち米の需給及び価格の安定を図る

見地から、鋭意検討しているところである。

三について

昭和五十年以降の輸入もち米の総買入量、輸入先国別買入数量及び主な買入相手商社は、別表のとおりである。

もち米の輸入は、沖縄県の需要に充てるものに限りに認められることを原則としてきたが、昭和五十一年産及び昭和五十二年産は国内におけるもち米の不作という特殊事情から生産数量及び集荷数量が大幅に低下したため、もち米の需給及び価格の安定を図る見地から輸入量を増加させたものである。

五について

もち米については、うるち米と同様、国内必要量は国内生産で確保することを基本としている。

このため、もち米の需給の安定を図る見地から、自主流通制度の下における契約生産方式の導入、生産団地の育成等につき所要の助成措置を講じており、また、豊作等により供給が需要を上回った場合には、指定法人が行う調整保管に対し所要の措置を講じてきた。

今後においても、関係者の意見を聞きつつ、需給実態に即し、所要の措置を講じ、もち米需給の安定を図っていく考えであり、御指摘の点についてもその一環として今後検討してまいりたい。

六について

もち米については、うるち米と同様、国内必要量は、国内生産で確保することを基本としており、もち米生産団地の育成、契約栽培体制の推進等を通じ、需要に見合った適正生産の確保に努め、需給及び価格の安定を図ってまいりたい。

右答弁する。

(別表)

政府の昭和 50 会計年度以降における
輸入もち米の買入数量等

会 計 年 度	輸 入 先 国	食糧庁の買入実績数量 千トン	主 な 買 入 相 手 商 社
50	米 国	10	伊藤忠, 兼松江商, 日綿實業
	中 国	10	三井物産, 日商岩井, トーメン
	計	20	
51	中 国	4	三井物産, 日綿實業, トーメン
52	韓 国	10	伊藤忠, 兼松江商, トーメン
	タ イ	42	三井物産, 三菱商事, 明和産業, 住友商事, 兼松江商
	米 国	1	伊藤忠, 兼松江商
	中 国	3	日綿實業, 太洋物産
計	56		
53	タ イ	3	兼松江商, 三井物産
	中 国	27	三井物産, 日商岩井, トーメン, 日綿實業, 東京貿易
	計	30	
54	タ イ	3	兼松江商, 三井物産

(出所：食糧庁業務資料)